

事 務 連 絡

令和2年4月21日

東久留米市内

指定居宅介護支援事業所 管理者各位

指定介護予防支援事業所 管理者各位

東久留米市福祉保健部

介護福祉課長 田中 徳彦

指定居宅介護支援事業所等における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応について（第2報）

日頃より東久留米市の介護福祉行政にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言の発令に伴い、外出自粛要請等により指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所（以下、「居宅等」という。）の運営が大きく制限されている現下の状況を鑑みまして、利用者及び居宅等の従事者の新型コロナウイルスへの感染防止をはかるため、「新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所における業務の臨時的な取り扱いについて（令和2年4月3日付事務連絡）」の見直しを行いましたので、第2報として通知いたします。各事業所に置かれましては内容をご確認いただき、適切に対応いただきますようお願いいたします。

つきましては、下記に示した内容をご確認のうえ、貴運営法人として適切なお対応をお願いいたします。

記

1. サービス担当者会議について（令和2年4月3日付事務連絡から変更なし）

居宅等は、感染拡大防止の観点から、「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、利用者の自宅以外での開催や、電話やメール・FAX等の活用により本人・家族の意向やサービス担当者の意見を求めることができるものとします。収集した情報や意見は文書によりサービス担当者間で共有するとともに、サービス担当者会議の記録に、開催できなかった理由及び情報収集の方法の記録をしてください。（記録は5年間保存）

なお、担当者等を招集して会議を開催する必要がある場合には、参加者には手洗い等感染防止対策の徹底をお願いいたします。また、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合は、サービス担当者会議の開催は不要ですが、判断根拠の記録をしてください。

2. モニタリングについて

感染拡大防止の観点から、5月6日（水）までの期間は、電話等でのモニタリングを主体とした体制を図る場合は、「やむを得ない理由」に該当するものとします。その際は、利用者の状況の把握において電話や FAX 等による方法を活用し、その経過や内容を記録しておくことで、基準上のモニタリングを実施した扱いとし、保険者（東久留米市）は減算の指導は行いません。利用者が生命リスク等の緊急性があるなどの必要と認める場合には感染防止対策を徹底した上で、利用者の居宅を訪問することも含めた対応をお願いいたします。いずれの場合もその内容を記録してください。（記録は5年間保存）

参考

- ・介護保険最新情報 Vol. 773 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（第3報）
- ・介護保険最新情報 Vol. 779 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（第4報）
- ・介護保険最新情報 Vol. 808 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」
- ・介護保険最新情報 Vol. 809 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（第6報）

東久留米市福祉保健部介護福祉課

担 当：厚澤、初鹿

TEL：042-470-7750

FAX：042-470-7808

E-mail

kaigofukushi@city.higashikurume.lg.jp